



厚生労働省北海道労働局 発表
平成 25 年 10 月 28 日

厚生労働省
北海道労働局総務部労働保険徴収課
労働保険徴収課長 近藤 嶽
労働保険徴収課長補佐 鍋倉 亘
地方労働保険適用指導官 南 安二
TEL 011-709-2311 (内線 3635)
FAX 011-709-3530

労働保険の成立手続はおすすめですか？

— 11月は労働保険適用促進強化期間です —

労働保険（労働者災害補償保険（省略して「労災保険」といいます。）と雇用保険の両方を指す総称）は、昭和 50 年から農林水産業の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇つていれば、加入が義務づけられています。

しかしながら、現在の厳しい経済状況の影響もあり、依然として小規模零細事業を中心に労働保険に加入していない事業が相当数残されています。

北海道においては、労災保険の新規受給者数が 3 万 2 千人を超えており（参考・平成 23 年度交通事故死傷者 19,895 人）、雇用保険の受給者数も 8 万 2 千人に達し、労働者の福祉の向上、費用の公平な負担の観点からも「未手続事業の一掃対策」を強力に押し進めています。

厚生労働省では「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11 月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国的に広く事業主の皆様に労働保険制度の趣旨をお知らせするとともに、集中的に加入促進に関する活動を行うこととしております。北海道労働局においても、道内すべての市町村等に広報誌への掲載やポスターの掲示を依頼するなどの広報活動及び未手続事業の適用促進活動を行うこととしております。

『雇うことは、加入すること。』

誰もが避けたい「ケガ」や「失業」ですが、起きないという保証はどこにもありません。加入の必要があるにもかかわらず加入手続をしていない期間中に、労働災害が生じ、労災給付を行った場合、事業主は、遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担しなければなりません。

労働者が安心して働く職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所で加入手続をお願いいたします。

（参考資料）

- ・ 平成 25 年度労働保険の適用促進の実施について（別紙）
- ・ 「労働保険の成立手続はおすすめですか」（パンフレット）

平成 25 年度労働保険の適用促進の実施について

厚生労働省北海道労働局

1 趣旨

労働保険は、昭和 50 年に全面適用となり、農林水産業の一部を除き、労働者を 1 人でも雇用している事業主は、法人・個人を問わず、すべて加入しなければならないことになっていますが、現在も小規模零細事業を中心にお相当数の未手続事業が残されています。

これまでこれら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平な負担、労働者の福祉の向上などの観点から極めて重要であるため、重点施策の一つとして取り組んできたところですが、より一層の適用促進が必要とされている状況です。

厚生労働省では「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全面適用である労働保険制度を十分に理解し、加入していただくために、全国的に集中して広報活動を展開することとしております。

これを受けて北海道労働局においては、下記により広報活動及び未手続事業の適用促進活動を実施することとしております。

2 強化期間

平成 25 年 11 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 1 ヶ月間

3 実施事項

(1) 広報活動

ア 労働保険制度及び適用促進強化期間の趣旨について、北海道（各振興局）、各市町村、各労働保険事務組合等における広報誌への掲載、ポスター掲示、パンフレットの配付等による広報を依頼する。

イ 北海道労働局が開設するインターネットのホームページによる広報をする。
(<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

ウ テレビ・ラジオ放映（放送）を活用した広報を依頼する。

エ ポスターの掲示等による広報をする。

(2) 関係団体等への協力依頼

各事業主団体に対しポスターの掲示や広報誌等による傘下会員への周知を依頼する。

(3) 会議等の活用

各種会議、研修会などを活用して、制度の周知を図る。

(4) 未手続事業に対する加入勧奨

未手続事業に対し、労働基準監督署及び公共職業安定所が連携して加入勧奨に当たり、未手続事業の解消を図る。